長崎市芸術文化振興プランの体系図

【基本理念・基本方向】	【施策の柱】	【施策の方向】	【概　要】
子どもら大人まで誰もが、芸術文化を学び楽しみ続けられるまちづくり	創る	1　芸術文化に触れる機会の創出	
		(1) 身近に芸術文化に触れ、親しむ機会の充実	年齢や障害の有無、性別等に関わらず、すべての人が身近に芸術文化に触れ親しむことが出来る機会を得られるとともに、新たな創造活動の促進にも寄与できるよう、引き続き多様なジャンルの事業を実施します。 特に、未来の担い手である子どもたちを対象とした事業を充実させます。
		(2) 質の高い芸術文化の鑑賞機会の充実	質の高い芸術文化に触れることで、鑑賞者の創造性や想像力が刺激され、個人の成長や充実した生活につながることから、質の高い芸術文化の鑑賞機会をホールだけに限らず、他の施設等でも提供していきます。
		(3) 平和の文化を発信する機会の創出	芸術文化を享受するには平和な環境が欠かせません。本市は被爆地として、核兵器廃絶と世界恒久平和に向けて力を尽くし、平和の文化を育んできたまちでもあることから、市民が芸術文化を通じて、当事者として平和について考え、行動し、平和の輪を広げられるような取組みを進めていきます。
		(4) デジタル技術を活用した芸術文化に触れ、親しむ機会の創出	デジタル技術の急速な進展は芸術文化に関わる表現形態を多様化し、芸術文化活動の様々な場面で多く見られています。 本市においても、市民がメディアアートのようなデジタル技術を活用した芸術文化に親しむ機会を創出するとともに、今後のデジタル技術の芸術文化への活用や可能性についても注視していきます。
		2　芸術文化活動を行う機会の創出	
		(1) 市民の芸術文化活動を発表する場の充実	芸術文化の担い手が、日ごろの成果を発表する場があることで、担い手自身の成長の機会や芸術文化の可能性が広がるとともに、鑑賞者に対する芸術文化への理解を深めるきっかけとなります。 そのため、市民参加型の定期的なイベントの企画・運営を行うなど、芸術文化活動の発表の場の充実を図っていきます。
		(2) 文化団体等との連携・協力による芸術文化活動機会の創出	市民や文化団体との各種共催事業の実施や自主文化事業での地元アーティストの登用など、地元で活躍する人材の活動機会の創出は、地域の芸術文化の活性化に寄与しています。 今後も市民文化活動の充実のため、各種共催事業や自主文化事業を通じた文化団体等との連携・協力を図ります。
	支える	3　文化施設の整備（※）	
		(1) 市内の文化施設等の有効利用に向けた整備	市内の文化施設等の必要な改修を計画的に実施するほか、指定管理者と連携し誰もが利用しやすくなるような環境の整備・運用を行い、文化施設等の有効利用を図ります。
		(2) 新たな文化施設整備に向けた検討	市内の芸術文化活動の場の不足解消や市民ニーズに応えるため、鑑賞の場としての芸術性と専門性の高いホール、市民が使いやすい創造支援諸室、そして芸術文化をとおして交流と賑わいを生み出すエリアを有する新たな文化施設整備に向けた検討を進めます。
		4　市民の芸術文化活動への支援	
		(1) 芸術文化活動に対する助成・奨励制度の充実	市民の芸術文化活動の普及促進を図っていくためには、活動を担っている人材への支援が必要です。 将来にわたり芸術文化活動を続ける市民を増やすため、芸術文化分野の全国大会等に出場する子どもたちの奨励制度や、市内の文化団体等が行う事業への助成制度を継続するとともに、そのほか、より効果的な支援について検討します。
		(2) 芸術文化に関する情報発信の充実	芸術文化活動に役立つ制度や市民の芸術文化活動に関する情報について、多くの市民に知ってもらう必要があるため、芸術文化情報誌の発行や専用ホームページの運用等、既存媒体の活用だけでなく、新たな周知方法も検討しながら活用し、より効果的な情報発信を行います。
		5　芸術文化を担う人材の育成	
		(1) 芸術文化を担う次世代の育成	若者たちが長崎において芸術文化の担い手となるよう、積極的に事業への参画も促し、事業を実施していきます。 また、アートマネジメント人材の育成やサポーターを増やすための情報発信、サポーターの活動の場を多く提供し基礎知識やスキルの向上に寄与します。
		(2) 芸術文化活動を行う個人や文化団体の交流促進	芸術文化活動を促進していくためには、個人や文化団体が分野を超えて交流し、互いに刺激をし合うことによって、新たな芸術文化の創造と発展を図っていくことも重要であるため、個人や文化団体同士が気軽に交流できる環境の整備を行い、交流の促進を図っていきます。

※文化施設の整備については、両方の基本方向に関わる施策の柱としています。